

千葉県財務規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正趣旨

電気の供給について長期継続契約を締結する場合、財務規則第 104 条第 1 項により相手方は小売電気事業者に制限されている。しかし、県が PPA^(注)に係る事業を推進するにあたって、小売電気事業者を介さずに契約を締結することも可能な場合があることから、相手方に関する制限をなくすため、所要の改正を行う。

^(注) Power Purchase Agreement の略：電力販売契約あるいは電力購入契約と呼ばれる。

2 改正内容

千葉県財務規則第 104 条第 1 項について、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日